

新商品による新事業分野開拓事業者認定事業（大分市トライアル発注事業）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、新商品の生産等によって新たな事業分野の開拓を図る事業者を市が認定し、当該事業者が生産等を行う新商品を市が随意契約により調達可能なものとすることによって事業者の販路開拓を積極的に支援し、もって新産業の育成を図ることを目的とする。

（新商品要件）

第2条 この要綱において「新商品」とは、次に掲げる要件の全てを満たす物品、ソフトウェア、システム、技術及び工法（工事に係るものを除く。）をいう。

- (1) 技術の高度化、経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものであること。
- (2) 市内で生産され、又は開発されたものであること。
- (3) 本市の機関において使途が見込まれるものであること。
- (4) 各種法令に違反していないものであること。
- (5) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第14条第1項の規定に基づき大分県知事の承認を受けた経営革新計画（同項に規定する経営革新計画をいう。以下同じ。）に基づき生産等を行った商品
 - イ 大分県が実施する大分県ビジネスプランブランプリにおいて1次審査を通過した商品
 - ウ 大分県又は本市の設置するインキュベート施設に入所する事業者が生産等を行った商品
 - エ 大分県リサイクル製品利用推進要綱（平成15年12月11日施行）第3条第3項の規定による認定を受けた商品
 - オ ベンチャーファンド等の投資を受けて生産等を行った商品
 - カ その他公的機関の補助金等の交付を受けて生産等を行い、又は公的機関から表彰、認定等を受けた商品

（認定対象事業者）

第3条 本事業の認定の対象となる事業者は、次に掲げる要件を備えている中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）等とする。

- (1) 現に市内に本社又は本店を有すること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 市税を完納していること。

(4) 大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成 21 年大分市告示第 553 号）第 2 条第 1 項若しくは大分市建築工事等に係る指名停止等の措置に関する要領（昭和 60 年大分市告示第 63 号）第 2 条第 1 項の規定による指名停止の措置（以下「措置」という。）を受けていないこと又は措置の要件に該当していないこと。

(認定の申請)

第 4 条 認定を受けようとする事業者は、新商品による新事業分野開拓事業者認定申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第 1 号については、大分県が実施する新商品による新事業分野開拓事業者認定事業（以下「県認定事業」という。）に係る実施計画（地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の 3 第 1 項に規定する実施計画をいう。以下同じ。）を大分県に提出している場合は、その写しをもってこれに代えることができる。

- (1) 実施計画
- (2) 定款(法人に限る。)
- (3) 最近 2 営業期間の決算書及び営業報告書（これらがない場合は、経営状況及び事業概要の分かる資料）
- (4) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない旨の誓約書
- (5) 次条第 1 項の規定による認定を受けた場合は、当該認定新商品に係る取引、商談、交渉、宣伝等の一切の活動において、当該新商品の品質、性状、性能等を市が保証するとの誤認を与える行為をしない旨の誓約書
- (6) 市税の完納証明書等
- (7) 許認可証の写し（営業に関し、許認可が必要でない業種を除く。）
- (8) 検査報告書等の写し（新商品に関する検査が必要でない業種を除く。）
- (9) 生産物賠償責任保険（P L 保険）証の写し（当該保険の対象外となる業種を除く。）
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、新商品の販売等を開始した日から起算して 5 年を経過したときは、することができない。

(事業者の認定)

第 5 条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該申請をした事業者を認定し、当該事業者に対し、新商品による新事業分野開拓事業者認定書（様式第 2 号）を交付するものとする。

2 前項の規定による認定期間（以下単に「認定期間」という。）は、当該認定をした日から 3 年を経過する日の属する年度の末日までとする。

(実施計画の認定基準)

第 6 条 市長は、前条第 1 項の規定による認定をしようとするときは、当該事業者の提出した実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであることについて確認するものとする。

- (1) 認定申請に係る新商品が、既に企業化されている商品とは通常の取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は企業化されている商品と同一の範疇に属するものであっても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであること。
- (2) 認定申請に係る新商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が適切なものであること。
- (3) その他法令又はこの要綱に違反しないこと。
- (4) 公序良俗に反しないこと。

(実施計画の変更)

- 第7条 第5条第1項の規定による認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、実施計画を変更しようとするときは、新商品による新事業分野開拓事業者変更認定申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、実施計画の変更を認定し、新商品による新事業分野開拓事業者変更認定書（様式第4号）を交付するものとする。

(新商品の評価)

- 第8条 市長は、市の機関において購入した新商品の品質及び性能について、当該新商品を購入した所属長の意見を聴いて評価を行うものとする。
- 2 前項の評価により適當な商品であると認めたものについては、当該認定事業者の申請により認定期間を、1回に限り、2年以内の期間を定めて延長することができる。
- 3 第1項の評価により市が購入する商品としては不適當な商品であると認めたものについては、当該認定事業者に対し市の評価意見を付して認定期間を延長しない旨を通知するものとする。
- 4 市の機関において購入されなかった新商品については、当該認定事業者の申請により認定期間を、1回に限り、1年以内の期間を定めて延長することができる。

(認定の取消し)

- 第9条 市長は、認定事業者が不正の手段により認定を受けたことが判明したとき、第6条各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は県認定事業に係る実施計画を提出している場合において、当該実施計画に係る県の認定を取り消されたときは、その認定を取り消すことができる。
- 2 前項の認定の取消しにより損失が生じたときは、その損失は認定事業者の負担とする。

(市における調達)

- 第10条 市は、物品の購入等を行おうとするときは、認定事業者が生産する新商品の性能、品質、数量、価格等を考慮し、その優先的な調達に努めるものとする。

(報 告)

第 11 条 市長は、必要があると認めるときは、認定事業者に対し実施計画について報告を求めることができる。

2 認定事業者は、実施計画に係る事業を中止したときは、その旨を市長に対し届け出なければならない。

(委員会の設置)

第 12 条 市長は、第 4 条の規定による申請に係る実施計画等について、第 6 条各号に掲げる要件に適合するかどうかについて意見を聴くため大分市新事業分野開拓事業者認定事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その意見を聞くものとする。

2 委員会の設置及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(庶 務)

第 13 条 事業者の認定に関する事務は、商工労働観光部創業経営支援課において処理する。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の新商品による新事業分野開拓事業者認定事業（大分市トライアル発注事業）実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る認定について適用し、同日前の申請に係る認定については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の新商品による新事業分野開拓事業者認定事業（大分市トライアル発注事業）実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る認定について適用し、同日前の申請に係る認定については、なお従前の例による。